

平成19年1月22日

小金井市長

稲葉孝彦様

小金井市市民参加推進会議

委員長 室井敬司

市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言

市民参加条例第20条第1項の規定に基づき、下記の事項について別紙のとおり提言いたします。

記

パブリックコメントのあり方について

(別紙)

パブリックコメントのあり方について

小金井市市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）では、市民参加による市民と行政との協働の推進という観点から、小金井市市民参加条例（以下「条例」という。）第15条に規定されているパブリックコメント（市民の提言制度）のあり方について、以下のように提言します。

1 経過

平成18年7月6日付け「パブリックコメントのあり方の提言について」及び同年7月12日付けで「小金井市におけるパブリックコメントのあり方についてご検討のお願い」が、推進会議に対して文書で提出されました。

上記の事案については、第8回推進会議（平成18年7月12日実施）及び第9回推進会議（平成18年10月17日実施）において審議いたしました。

推進会議における両事案の審議において、パブリックコメントについては、条例化すべきであるとの意見があり、市民と行政の協働の推進は、あくまで市民参加が前提であり、パブリックコメントは1つの法的な手段であり、その制度運用についてはさらに審議を続けるべきであるとの意見が出されました。

2 提言

パブリックコメント（市民の提言制度）のあり方については、第1期推進会議委員の任期が平成19年1月26日で終了するため、第1期推進会議の議論を踏まえ、第2期の同会議において、より具体的な制度化に向けて議論を進めていくことを提言します。